

令和5年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）日程

日時：令和5年3月22日（水）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第5号 茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第7号 令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策について

議案第8号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第9号 茂原市東部台文化会館運営委員会委員の委嘱について

（報告事項）

1 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について

2 茂原市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱の報告について

3 令和4年度定期監査の結果について

4 教育長職務代理者の指名について

5 行事の共催、後援及び協賛について

6 令和5年第5回（4月定例会）及び令和5年第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

7 その他

4 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 2 2 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会傍聴人規則（平成 8 年茂原市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「傍聴人受付名簿」を「茂原市教育委員会傍聴受付票」に改め、「年齢、職業」を削り、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更することができる。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

茂原市教育委員会傍聴受付票

年 月 日

受付番号	住 所	氏 名

No. _____

傍 聴 券

◆本券は、受付当日限り有効とする。

【行為の禁止事項】

- 1 みだりに傍聴席を離れること。
- 2 私語、談話、拍手等を行うこと。
- 3 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- 4 飲食又は喫煙すること。
- 5 教育長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み使用すること。
- 6 前各項のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

年 月 日

茂原市教育委員会

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 個人情報 を適正に取り扱うため、傍聴人に関する必要性の乏しい情報を収集しないこととし、また、今後の会議において多くの方が傍聴を希望することが想定され、会議の公開の観点から必要があることから、所要の改正をするものです。

茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行																																																							
<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、開会10分前までに、<u>茂原市教育委員会傍聴受付票</u>（別記第1号様式）に住所、氏名を記入した後、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受け、係員の指示に従って傍聴席に着かなければならない。</p> <p>2 傍聴人の数は10人以内とし、傍聴券は受付順に交付する。<u>ただし、教育長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更することができる。</u></p> <p><u>別記第1号様式（第2条第1項）</u> 別記第1号様式（第2条第1号）</p> <p style="text-align: center;">茂原市教育委員会傍聴受付票</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">受付番号</th> <th style="width: 55%;">住 所</th> <th style="width: 30%;">氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	受付番号	住 所	氏名				<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、開会10分前までに、<u>傍聴人受付名簿</u>（別記第1号様式）に住所、氏名、<u>年齢、職業</u>を記入した後、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受け、係員の指示に従って傍聴席に着かなければならない。</p> <p>2 傍聴人の数は10人以内とし、傍聴券は受付順に交付する。</p> <p><u>別記第1号様式（第2条第1項）</u></p> <p style="text-align: center;">傍 聴 人 受 付 名 簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">月 日</th> <th style="width: 10%;">受付番号</th> <th style="width: 15%;">住 所</th> <th style="width: 15%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">年 齢</th> <th style="width: 15%;">職 業</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	月 日	受付番号	住 所	氏 名	年 齢	職 業	備 考																																										
受付番号	住 所	氏名																																																						
月 日	受付番号	住 所	氏 名	年 齢	職 業	備 考																																																		

改正後	現 行
<p data-bbox="129 177 501 209">第2号様式（第2条第1項）</p> <p data-bbox="129 229 439 261">第2号様式（第2条第1項）</p> <div data-bbox="129 300 1093 991" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="949 331 1061 363" style="text-align: right;">No. _____</p> <p data-bbox="472 424 752 456" style="text-align: center;">傍 聴 券</p> <p data-bbox="185 491 584 523">◆本券は、受付当日限り有効とする。</p> <p data-bbox="197 555 394 587">【行為の禁止事項】</p> <ol data-bbox="210 587 1025 799" style="list-style-type: none"> 1 みだりに傍聴席を離れること。 2 私語、談話、拍手等を行うこと。 3 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 4 飲食又は喫煙すること。 5 教育長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み使用すること。 6 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。 <p data-bbox="775 863 994 895" style="text-align: right;">年 月 日</p> <p data-bbox="842 927 1043 959" style="text-align: right;">茂原市教育委員会</p> </div>	<p data-bbox="1144 177 1516 209">第2号様式（第2条第1項）</p> <div data-bbox="1144 236 2107 612" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1173 272 1335 304">No. _____</p> <p data-bbox="1496 368 1765 400" style="text-align: center;">傍 聴 券</p> <p data-bbox="1648 456 1868 488" style="text-align: center;">年 月 日</p> <p data-bbox="1648 552 2063 584" style="text-align: center;">茂原市教育委員会 印</p> </div>

附 則（令和5年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第2号

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月22日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第17号中「公開決定」を「開示決定」に改め、同条第18号を次のように改める。

（18） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第83条第1項に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等についての審査請求に対する裁決に関すること。

第10条第1項第10号中「保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

第30条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

（12） 教育支援委員会

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、茂原市個人情報保護条例が廃止されることから、審査請求に対する裁決に関する事項について、法律の条項に適合させるもののほか、附属機関について所要の改正をするものです。

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(議決事項)</p> <p>第7条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 茂原市情報公開条例（平成24年茂原市条例第20号。以下「公開条例」という。）第12条第1項に規定する<u>開示決定等</u>についての審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>(18) <u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第83条第1項に規定する開示決定等、第94条第1項に規定する訂正決定等又は第102条第1項に規定する利用停止決定等についての審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>(19)～(21) (略)</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第7条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 茂原市情報公開条例（平成24年茂原市条例第20号。以下「公開条例」という。）第12条第1項に規定する<u>公開決定等</u>についての審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>(18) <u>茂原市個人情報保護条例</u>（平成17年茂原市条例第2号。以下「保護条例」という。）第21条第1項に規定する開示決定等、第32条第1項に規定する訂正決定等又は第38条第1項に規定する利用停止決定等についての審査請求に対する裁決に関すること。</p> <p>(19)～(21) (略)</p>
<p>(教育長の専決)</p> <p>第10条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第7条において規定する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>個人情報保護法</u>に基づく個人情報の保護に関すること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(教育長の専決)</p> <p>第10条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第7条において規定する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>保護条例</u>に基づく個人情報の保護に関すること。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(附属機関)</p> <p>第30条 茂原市教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(附属機関)</p> <p>第30条 茂原市教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>青少年問題協議会</u></p>

改正後	現 行
<u>(8)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(10)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(11)</u> (略)
<u>(11)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(12)</u> <u>教育支援委員会</u>	

附 則（令和5年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 2 2 日

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会公印規則（昭和53年茂原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 （ 2 ） 小学校中

「

千葉県茂原市立本納小学校長	28	20	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校（甲）	29	45	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校（乙）	30	23	〃	〃
千葉県茂原市立新治小学校長	31	20	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（甲）	32	45	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（乙）	33	23	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校長	34	20	〃	〃
千葉県茂原市立東部小学校（乙）	35	24	てん書	〃
千葉県茂原市立東部小学校長	36	21	〃	〃

」を

「

千葉県茂原市立本納小学校長	28	20	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（甲）	29	45	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校（乙）	30	23	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校長	31	20	〃	〃
千葉県茂原市立東部小学校（乙）	32	24	てん書	〃
千葉県茂原市立東部小学校長	33	21	〃	〃

」に

改める。

別表第2（2）小学校中

「

28

千	葉	県
茂	原	市
本	納	小
学	校	長

29

千	葉	県
茂	原	市
立	新	治
小	学	校

30

千	葉	県
茂	原	市
立	新	治
小	学	校

31

千	葉	県
茂	原	市
新	治	小
学	校	長

32

千	葉	県
茂	原	市
立	豊	岡
小	学	校

33

千	葉	県
茂	原	市
立	豊	岡
小	学	校

34

35

36

千	葉	県
茂	原	市
立	豊	岡
小	学	校
長		

千	葉	県
茂	原	市
立	東	部
小	学	校

千	葉	県
茂	原	市
立	東	部
小	学	校
		長

」を

「

28

千	葉	県
茂	原	市
立	本	納
小	学	校
		長

29

千	葉	県
茂	原	市
立	豊	岡
小	学	校

30

千	葉	県
茂	原	市
立	豊	岡
小	学	校

31

千	葉	県
茂	原	市
立	豊	岡
小	学	校
		長

32

千	葉	県
茂	原	市
立	東	部
小	学	校

33

千	葉	県
茂	原	市
立	東	部
小	学	校
		長

」に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 本納小学校と新治小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。

茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					現 行				
別表第1 (2) 小学校					別表第1 (2) 小学校				
名称	ひな形	規格	書体	管守者	名称	ひな形	規格	書体	管守者
(略)					(略)				
千葉県茂原市立本納小学校長	28	20	〃	〃	千葉県茂原市立本納小学校長	31	20	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校(甲)	32	45	〃	〃	千葉県茂原市立新治小学校(甲)	32	45	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校(乙)	33	23	〃	〃	千葉県茂原市立新治小学校(乙)	33	23	〃	〃
千葉県茂原市立豊岡小学校長	34	20	〃	〃	千葉県茂原市立新治小学校長	34	20	〃	〃
千葉県茂原市立東部小学校(乙)	35	24	てん書	〃	千葉県茂原市立豊岡小学校(甲)	35	45	〃	〃
千葉県茂原市立東部小学校長	36	21	〃	〃	千葉県茂原市立豊岡小学校(乙)	36	23	〃	〃
					千葉県茂原市立豊岡小学校長	37	20	〃	〃
					千葉県茂原市立東部小学校(乙)	38	24	てん書	〃
					千葉県茂原市立東部小学校長	39	21	〃	〃

改正後			現行		
別表第2 (2) 小学校			別表第2 (2) 小学校		
28	32	33	31	32	33
千葉県 茂原市立 本納小 学校長	千葉県 茂原市 立豊岡 小学校	千葉県 茂原市 立豊岡 小学校	千葉県 茂原市立 本納小 学校長	千葉県 茂原市 立新治 小学校	千葉県 茂原市 立新学 校
34	35	36	34	35	36
千葉県 茂原市立 豊岡小 学校長	千葉県 茂原市 立東部 小学校	千葉県 茂原市 立東部 小学校長	千葉県 茂原市立 新治小 学校長	千葉県 茂原市 立豊岡 小学校	千葉県 茂原市 立豊岡 小学校
			37	38	39
			千葉県 茂原市立 豊岡小 学校長	千葉県 茂原市 立東部 小学校	千葉県 茂原市 立東部 小学校長

附 則 (令和〇年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和5年3月22日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令

行事の共催、後援及び協賛に関する規程（昭和55年茂原市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項各号列記以外の部分中「ある」を「できる」に改め、同項第2号中「、その」を「その」に改め、同項第3号中「、近隣」を「近隣」に改め、同条第2項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか」に改める。

第4条第1項中「する者」の次に「（行事の主催者をいう。）」を加え、「承認」を削り、「申請書（）」の次に「別記」を加え、「開催前」を「開催日前」に改め、同条第2項中「すみやか」を「、速やか」に、「どうか」を「否か」に、「文書で」を「共催（後援、協賛）承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に」に改める。

第5条中「後援する」を削り、「対し、」の次に「行事」を加え、「第2号」を「別記第3号」に、「ことがある」を「ことができる」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第6条 この訓令に定めのあるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記第1号様式中

「第1号様式

共催（後援、協賛）申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者住所

氏名

」を

「別記第1号様式（第4条第1項）

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住所

（主催者）氏名

共催（後援、協賛）申請書

」に、

「 1 行事の名称

2 主催者・後援者名

3 行事の趣旨

4 場所・日程

5 参加予定者数及び参加の方式

6 ポスター、広告、賞状等

7 収支予算

」を

「 1 行事の名称

2 共催者・後援者名

3 趣旨

4 日程

5 場所

6 参加予定者数

7 ポスター、広告、賞状等

8 収支予算

」に

改める。

別記第2号様式中

「第2号様式

後援行事实施報告書

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

申請者住所

氏名

」を

「第3号様式(第5条)

年 月 日

(宛先) 茂原市教育委員会

住所

氏名

行事实施報告書

」に、

「委員会後援」を「委員会後援等」に、

「 1 行事の名称

2 行事の場所

3 事業の概要・日時

4 収支決算

「 1 行事の名称

2 日程

3 場所

4 概要

」を

5 収支決算

」に改め、同様式を別

記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第 号

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

共催（後援、協賛）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった件については、下記のとおり承認（不承認）と決定したので、通知します。

記

- 1 承認（不承認）行事名
- 2 日程
- 3 場所
- 4 共催（後援、協賛）承認行事の留意事項（承認の場合）
 - （1）公共性のある行事であること（教育施策の推進上有益である事業）
 - （2）営利事業を行わないこと
 - （3）政治活動を行わないこと
 - （4）宗教活動を行わないこと
- 5 不承認の理由（不承認の場合）

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

提案理由 共催、後援、協賛の申請を受け、承認又は不承認を通知するに当たり、新たに様式を定めることで様式の統一を図り、また、字句等の修正が必要なため、所要の改正をするものです。

議案第4号

行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	現 行
<p>(承認の基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号の<u>全て</u>に該当する行事について、共催、後援又は協賛を<u>することができる</u>。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体若しくは<u>その</u>機関又はこれらの長が主催するもの</p> <p>(3) 茂原市の区域若しくは<u>近隣市町村</u>の区域において開催されるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については共催、後援又は協賛をしないものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>教育委員会が不相当と認めるもの</p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 教育委員会の共催、後援又は協賛を申請しようとする者<u>(行事の主催者をいう。)</u>は、共催(後援、協賛)申請書(別記第1号様式)を行事の開催日前30日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書を受けたときは、<u>速やかに承認するか否か</u>を共催(後援、協賛)承認(不承認)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、行事の主催者に対し、<u>行事実施報告書</u>(別記第3号様式)の提出を求める<u>ことができる</u>。</p> <p><u>(委任)</u></p>	<p>(承認の基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号の<u>すべて</u>に該当する行事について、共催、後援又は協賛を<u>ことがある</u>。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 団体若しくは、<u>その</u>機関又はこれらの長が主催するもの</p> <p>(3) 茂原市の区域若しくは、<u>近隣市町村</u>の区域において開催されるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる行事については共催、後援又は協賛をしないものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他</u>教育委員会が不相当と認めるもの</p> <p>(申請等)</p> <p>第4条 教育委員会の共催、後援又は協賛を申請しようとする者は、共催(後援、協賛)<u>承認</u>申請書(第1号様式)を行事の開催前30日までに教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請書を受けたときは<u>すみやかに承認するかどうか</u>を<u>文書</u>で通知するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、<u>後援する</u>行事の主催者に対し、<u>実施報告書</u>(第2号様式)の提出を求める<u>ことがある</u>。</p>

改正後	現 行
<p>第6条 この訓令に定めのあるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>第1号様式 別記第1号様式（第4条第1項）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 (主催者) 氏名</p> <p style="text-align: center;">共催(後援、協賛)申請書</p> <p>下記の行事の共催(後援、協賛)を承認されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行事の名称 2 共催者・後援者名 3 趣旨 4 日程 5 場所 6 参加予定者数 7 ポスター、公告、宣状等 8 収支予算 	<p>第1号様式</p> <p style="text-align: center;">共催(後援、協賛)申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名</p> <p>下記の行事の共催(後援、協賛)を承認されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行事の名称 2 主催者・後援者名 3 行事の趣旨 4 場所・日程 5 参加予定者数及び参加の方式 6 ポスター、公告、宣状等 7 収支予算

改正後

現 行

第2号様式

第2号様式（第4条第2項）

第 号

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

共催（後援、協賛）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった件については、下記のとおり承認（不承認）と決定したので、通知します。

記

- 1 承認（不承認）行事名
- 2 日程
- 3 場所
- 4 共催（後援、協賛）承認行事の留意事項（承認の場合）
 - （1）公共性のある行事であること（教育施策の推進上有益である事業）
 - （2）営利事業を行わないこと
 - （3）政治活動を行わないこと
 - （4）宗教活動を行わないこと
- 5 不承認の理由（不承認の場合）

改正後	現 行
<p>第3号様式 第3号様式(第5条)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">行事实施報告書</p> <p>貴委員会後援等の行事を下記のとおり終了しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 行事の名称 2 日程 3 場所 4 概要 5 収支決算</p>	<p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">後援行事实施報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)茂原市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名</p> <p>貴委員会後援の行事を下記のとおり終了しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 行事の名称 2 行事の場所 3 事業の概要・日時 4 収支決算</p>

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市教育委員会訓令第〇号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

議案第 5 号

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

令和 5 年 3 月 2 2 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和60年茂原市教育委員会規則第
8号）の一部を次のように改正する。

別表中「

本納小	本納 小萱場 西野 法目 高田 榎神房
新治小	下太田 上太田 柴名 桂 吉井上 吉井下 大沢

」を

「

本納小	本納 小萱場 西野 法目 高田 榎神房 下太田 上太田 柴名 桂 吉井上 吉井下 大沢
-----	--

」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本納小学校と新治小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		現 行	
別表		別表	
(1) 小学校		(1) 小学校	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
本納小	本納 小萱場 西野 法目 高田 榎神房 下太田 上太田 柴名 桂 吉井上 吉井下 大沢	本納小	本納 小萱場 西野 法目 高田 榎神房
		新治小	下太田 上太田 柴名 桂 吉井上 吉井下 大沢

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第6号

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する
要綱の一部を改正する告示の制定について

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部
を改正する告示を次のように制定する。

令和5年3月22日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する
要綱の一部を改正する告示

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱（平成
29年茂原市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「茂原市個人情報保護条例（平成17年茂原市条例第2号）」を「個人情
報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行され
ることに伴い、茂原市個人情報保護条例が廃止されることから、適用される
法律を規定するものでございます。

議案第6号参考資料

茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>(基本原則)</p> <p>第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>の趣旨にのっとり、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、<u>茂原市個人情報保護条例(平成17年茂原市条例第2号)</u>の趣旨にのっとり、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策について

茂原市教育委員会は、令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策を別紙のとおり定める。

令和5年3月22日提出

茂原市教育長 内田達也

提案理由 茂原市教育施策の大綱に基づき、令和5年度の教育方針及び重点施策を定めるものです。

令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策

情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中にあつて、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。

基本方針 1

社会で生きる力の育成

(1) 確かな学力の育成

問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。
- ・校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。
- ・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。
- ・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。
- ・「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」に則り、各中学校は「学校の部活動に係る方針」に基づき、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。
- ・部活動の地域移行に向け、先行事例の調査・研究や課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。
- ・本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実

施するとともに、その状況を検討する専門委員会を組織します。

(2) 幼児教育・保育の充実

遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
- ・小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進します。
- ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。

(3) 国際理解教育の推進

グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。

【令和5年度の取り組み】

- ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、ALTを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。
- ・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。

(4) 生涯学び、活躍できる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。

【令和5年度の取り組み】

- ・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知

識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。

- ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。
- ・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。
- ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。
- ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。
- ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座、小学生講座、歴史セミナー、古文書講座、市史編さん事業講演会等を開催し、作品を創り上げる機会や歴史を学ぶ機会の提供に努めます。

(5) 情報教育（情報活用能力の育成）の推進

情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・児童生徒用タブレットPCを活用し、学習活動の充実を図ります。
- ・ICT支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り学校のICT教育の充実を図ります。

基本方針 2

心を育む人間教育の推進

(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。

また、子どもの生命・身体を守るため、相談体制の充実を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、

より効果的にいじめ防止に取り組みます。

- ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。
- ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。

（２）道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。

【令和５年度の取り組み】

- ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。
- ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。

（３）読書活動の推進

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。

市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。

【令和５年度の取り組み】

- ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。
- ・学校司書が配置された小学校では、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努めます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。
- ・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。
- ・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等の講習会や情報交換会を開催し、

読書環境の整備体制を充実させます。

- ・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。
- ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックします。

(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。

子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努めます。
- ・広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。
- ・インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。
- ・青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。
- ・子ども会の活動支援を通して、青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- ・3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。

基本方針3

芸術文化・スポーツの振興

(1) 芸術文化の振興

美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての

展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

【令和5年度の取り組み】

- ・ 茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。
- ・ 歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を7校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・ 文化庁主催の「優秀映画鑑賞推進事業」をはじめとした内外の上質な作品の映画会を開催し、地域における文化活動の活性化を図ります。
- ・ 公民館まつり、文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。
- ・ 美術館では、優れた美術品を展示する企画展1回及び年8回の収蔵品展等の開催と、市民美術展、小中学校作品展等の年17回の展覧会の開催により、鑑賞と発表の機会を提供します。

(2) スポーツ環境の充実

市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

【令和5年度の取り組み】

- ・ 市民体育館は、一昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置、昨年度は大体育室に空調設備を設置し、スポーツ環境の快適性及び利用者の安全性が高められました。東部台文化会館は、体育センターに空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図ります。今後も、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます。
- ・ 学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。

【令和5年度の取り組み】

- ・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、スポーツを行う習慣をつくる意識啓発に努めます。
- ・茂原市スポーツ大使（6名）の活躍を市公式SNSなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。
- ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブについては、既存クラブの活動支援を引き続き行います。また、更なるクラブ設立に向けて、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議します。

基本方針4

茂原を愛する心の育成

(1) 郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。

【令和5年度の取り組み】

- ・児童生徒の発達段階に応じて、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、社会科を中心とした学習に位置づけます。
- ・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。
- ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、奨学資金貸付の在り方について検討します。

(2) 安全・安心な教育環境の整備

学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図るとともに、教育環境の充実に努めます。
- ・南中学校と早野中学校の統合に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策に係る調査、検討を進めます。
- ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。
- ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。
- ・社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実に努めます。

(3) 伝統文化の維持継承・振興

貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。

また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。

【令和5年度の取り組み】

- ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。
- ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。
- ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年2回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映させていきます。
- ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。

また、調査の成果として調査報告書を発行します。

- ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別の活動内容を紹介します。また、年1回市史編さん事業講演会を実施し、啓蒙を図ります。

（4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。

【令和5年度の取り組み】

- ・学校・家庭・地域が連携し、授業や学校行事への協力、地域行事への児童生徒の積極的な参加を通して、地域ぐるみで児童生徒を育てるよう努めます。
- ・放課後子ども教室、地域未来塾を開催し、地域ボランティアの積極的な活用を通して地域の教育力の向上を図ります。

茂原市の教育方針及び重点施策 新旧対照表

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）				
<p data-bbox="353 300 891 336">令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策</p> <p data-bbox="136 395 1106 660">情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中にあつて、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="136 715 1099 783"> <tr> <td data-bbox="136 715 383 783">基本方針 1</td> <td data-bbox="383 715 1099 783">社会で生きる力の育成</td> </tr> </table> <p data-bbox="152 794 450 826">（1）確かな学力の育成</p> <p data-bbox="163 839 1106 1011">問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。</p> <p data-bbox="152 1027 461 1059">【令和5年度の取り組み】</p> <ul data-bbox="174 1075 1106 1385" style="list-style-type: none"> ・特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。 ・校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。 	基本方針 1	社会で生きる力の育成	<p data-bbox="1352 300 1890 336">令和4年度茂原市の教育方針及び重点施策</p> <p data-bbox="1135 395 2107 660">情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中にあつて、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和4年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="1135 715 2098 783"> <tr> <td data-bbox="1135 715 1382 783">基本方針 1</td> <td data-bbox="1382 715 2098 783">社会で生きる力の育成</td> </tr> </table> <p data-bbox="1151 794 1449 826">（1）確かな学力の育成</p> <p data-bbox="1162 839 2107 1011">問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。</p> <p data-bbox="1151 1027 1460 1059">【令和4年度の取り組み】</p> <ul data-bbox="1173 1075 2107 1385" style="list-style-type: none"> ・特色ある学校経営と学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。 ・校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。 	基本方針 1	社会で生きる力の育成
基本方針 1	社会で生きる力の育成				
基本方針 1	社会で生きる力の育成				

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。 ・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。 ・「<u>茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）</u>」に則り、各中学校は「<u>学校の部活動に係る方針</u>」に基づき、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。 ・<u>部活動の地域移行に向け、先行事例の調査・研究や課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。</u> ・本市における特色ある教育を推進するため、<u>茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その状況を検討する専門委員会を組織します。</u> <p>（2）幼児教育・保育の充実</p> <p>遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実に努めます。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。 ・小学校への円滑な接続を図るための、<u>幼保小連携の体制づくり</u>を推進します。 ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。 ・インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。 ・「<u>茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）</u>」に則り、各中学校は「<u>学校の部活動に係る方針</u>」に基づき、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・本市における特色ある教育を推進するため、<u>本納中学校区の3小学校1中学校において小中一貫教育を実施し、同時に小中一貫教育を検討する組織により、小中一貫教育の進め方について研究、協議します。</u> <p>（2）幼児教育・保育の充実</p> <p>遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実に努めます。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。 ・小学校への円滑な接続を図るための、<u>幼小連携の体制づくり</u>を推進します。 ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<p>（3）国際理解教育の推進</p> <p>グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、ALTを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。 ・中学生等海外派遣等事業では、<u>中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。</u> <p>（4）生涯学び、活躍できる環境の整備</p> <p>多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民カレッジ」等の開催により、<u>幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。</u> ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。 ・生涯学習ガイドブック等により<u>参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。</u> ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。 	<p>（3）国際理解教育の推進</p> <p>グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、ALTを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。 ・中学生等海外派遣事業では、<u>中学生28名、教員等3名の計31名を姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市に派遣します。</u> <p>（4）生涯学び、活躍できる環境の整備</p> <p>多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民カレッジ」等の開催により、<u>地域にいながらにして学習意欲を満たす多様な知識を得られる機会の提供に努めます。</u> ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。 ・生涯学習ガイドブック等により<u>生涯学習に関する情報提供に努めます。</u> ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）				
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。 ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座、小学生講座、歴史セミナー、古文書講座、市史編さん事業講演会等を開催し、作品を創り上げる機会や歴史を学ぶ機会の提供に努めます。 <p>（5）情報教育（情報活用能力の育成）の推進</p> <p>情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒用タブレットPCを活用し、学習活動の充実を図ります。 ・ICT支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り、学校のICT教育の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。 ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座、小学生講座、歴史セミナー、古文書講座、市史編さん事業講演会等を開催し、作品を創り上げる機会や歴史を学ぶ機会の提供に努めます。 <p>（5）情報教育（情報活用能力の育成）の推進</p> <p>情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒用タブレットPCを活用し、学習活動の充実を図ります。 ・ICT支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り、学校のICT教育の充実を図ります。 				
<table border="1" data-bbox="136 951 1097 1021"> <tr> <td style="background-color: black; color: white;">基本方針2</td> <td style="text-align: center;">心を育む人間教育の推進</td> </tr> </table> <p>（1）いじめ防止への取り組みと相談体制の充実</p> <p>「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。</p> <p>また、子どもの生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本 	基本方針2	心を育む人間教育の推進	<table border="1" data-bbox="1135 951 2098 1021"> <tr> <td style="background-color: black; color: white;">基本方針2</td> <td style="text-align: center;">心を育む人間教育の推進</td> </tr> </table> <p>（1）いじめ防止への取り組みと相談体制の充実</p> <p>「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。</p> <p>また、子どもの生命・身体の安全を守るため、相談体制の充実を図ります。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に策定した「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の 	基本方針2	心を育む人間教育の推進
基本方針2	心を育む人間教育の推進				
基本方針2	心を育む人間教育の推進				

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<p>方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。 ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。 <p>（2）道徳教育の推進</p> <p>「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。 ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。 <p>（3）読書活動の推進</p> <p>子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。</p> <p>市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。ま 	<p>「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。 ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。 <p>（2）道徳教育の推進</p> <p>「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。 ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。 <p>（3）読書活動の推進</p> <p>子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。</p> <p>市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書の楽しさや喜びを味わわせ、豊かな心情を養います。また、学校に

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<p>た、学校においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校司書が配置された小学校では、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実をめめます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。 学校図書館の活用を推進するため、資料の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。 学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等の講習会や情報交換会を開催し、読書環境の整備体制を充実させます。 「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、<u>子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。</u> 「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックします。 <p>（４）青少年の健全育成と家庭教育の充実</p> <p>青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。</p> <p>子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子ども的人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しな 	<p>においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校司書が配置された小学校では、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実をめめます。また、<u>小中一貫教育校では、学校司書の配置を拡充し、</u>小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。 学校図書館の活用を推進するため、資料の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。 学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等の講習会や情報交換会を開催し、読書環境の整備体制を充実させます。 「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。 「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策の進捗状況を点検します。 <p>（４）青少年の健全育成と家庭教育の充実</p> <p>青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。</p> <p>子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子ども的人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しな

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<p>がら非行の防止や早期発見に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。 ・インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。 ・<u>青少年の健全育成体制の充実に努めるため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。</u> ・子ども会等の活動支援を通して、青少年の体験活動の推進に努めます。 ・<u>3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。</u> 	<p>がら非行の防止や早期発見に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。 ・インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。 ・<u>青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援し、青少年の健全育成体制の充実に努めます。</u> ・子ども会の活動支援を通して、青少年の体験活動の推進に努めます。 ・<u>3歳児、小学校に入学する児童、幼稚園・こども園や小学校に通う児童を持つ親に子育て等に関する学習の機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。</u>
<p>基本方針3 芸術文化・スポーツの振興</p>	<p>基本方針3 芸術文化・スポーツの振興</p>
<p>（1）芸術文化の振興</p> <p>美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実に図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>茂原市文化協会の組織の充実に支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。</u> 	<p>（1）芸術文化の振興</p> <p>美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実に図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>茂原市文化協会の活動を広く周知するための広報活動を強化するなど組織の充実に図ります。また、多くの市民が参加できるよう実行委員会主体による文化祭を開催します。</u>

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの<u>芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を7校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。</u> ・文化庁主催の「優秀映画鑑賞推進事業」をはじめとした内外の上質な作品の映画会を開催し、地域における文化活動の活性化を図ります。 ・公民館まつり、文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。 ・美術館では、優れた美術品を展示する<u>企画展1回及び年8回</u>の収蔵品展等の開催と、市民美術展、小中学校作品展等の年<u>17回</u>の展覧会の開催により、鑑賞と発表の機会を提供します。 <p>（2）スポーツ環境の充実</p> <p>市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館は、一昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置、<u>昨年度は大体育室に空調設備を設置し、スポーツ環境の快適性及び利用者の安全性が高められました。東部台文化会館は、体育センターに空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図ります。今後も、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます。</u> ・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、<u>環境整備に努めます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの鑑賞会や小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を開催し、芸術文化に触れる機会を提供します。 ・文化庁主催の「優秀映画鑑賞推進事業」をはじめとした内外の上質な作品の映画会を開催し、地域における文化活動の活性化を図ります。 ・公民館まつり、文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。 ・美術館では、優れた美術品を展示する年<u>10回</u>の収蔵品展等の開催と、市民美術展、小中学校作品展等の年<u>14回</u>の展覧会の開催により、鑑賞と発表の機会を提供します。 <p>（2）スポーツ環境の充実</p> <p>市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館は、一昨年度に大規模改修工事を実施、<u>昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置したことにより、利用者の安全性が高められました。さらに令和4年度には、大体育室に空調設備を設置する計画があり、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備をすすめてまいります。</u> ・学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、<u>スポーツ・レクリエーションの普及を図ります。</u>

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<p>（3）スポーツ・レクリエーションの推進</p> <p>スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「<u>タッチバレーボール</u>」や<u>気軽に</u>行える「<u>ウォーキング</u>」を推奨し、スポーツを行う習慣をつくる意識啓発に努めます。 ・<u>茂原市スポーツ大使（6名）の活躍を市公式SNSなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。</u> ・本市発祥のスポーツ「<u>タッチバレーボール</u>」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。 ・総合型地域スポーツクラブについては、既存クラブの活動支援を引き続き行います。また、更なるクラブ設立に向けて、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、<u>市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議します。</u> 	<p>3）スポーツ・レクリエーションの推進</p> <p>スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進します。<u>コロナ禍等の状況であっても比較的感染リスクの低いと</u>言われている「<u>ウォーキング</u>」や「<u>ラジオ体操</u>」を推奨し、スポーツを行う習慣をつくる意識啓発に努めます。 ・本市発祥のスポーツ「<u>タッチバレーボール</u>」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。 ・総合型地域スポーツクラブについては、既存クラブの活動支援を引き続き行います。また、更なるクラブ設立に向けて、<u>市内小学校を拠点にタッチバレーボール教室を定期的に行い、設立のきっかけや機運を高めるため、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立を支援します。</u>
<p>基本方針 4 茂原を愛する心の育成</p> <p>（1）郷土愛の育成</p> <p>ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を</p>	<p>基本方針 4 茂原を愛する心の育成</p> <p>（1）郷土愛の育成</p> <p>ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を</p>

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<p>育成します。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に応じて、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、<u>社会科を中心とした学習に位置づけます。</u> ・総合的な学習の時間を中心に、<u>小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。</u> ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、<u>奨学資金貸付の在り方について検討します。</u> <p>（2）安全・安心な教育環境の整備</p> <p>学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図るとともに、教育環境の充実に努めます。 ・南中学校と早野中学校の統合に向けて、<u>土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策に係る調査、検討を進めます。</u> ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。 ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。 ・社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、<u>利便性の向上に配慮し設備等の充実に努めます。</u> 	<p>育成します。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階に応じて、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容を<u>社会科を中心とした学習に位置づけます。</u> ・<u>小学校6年で職場見学、中学校2年で職場体験を実施します。</u> ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めます。 <p>（2）安全・安心な教育環境の整備</p> <p>学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図るとともに、教育環境の充実に努めます。 ・南中学校と早野中学校の統合に向けて、<u>土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策について検討します。</u> ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。 ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。 ・社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、設備等の充実に努めます。

改正後（令和5年度）	改正前（令和4年度）
<p>（3）伝統文化の維持継承・振興</p> <p>貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。</p> <p>また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、<u>公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。</u> ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、<u>保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。</u> ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年2回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映させていきます。 ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。<u>令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。また、調査の成果として調査報告書を発行します。</u> ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別での活動内容を紹介します。また、年1回市史編さん事業講演会を実施し、啓蒙を図ります。 <p>（4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進</p> <p>学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを</p>	<p>（3）伝統文化の維持継承・振興</p> <p>貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。</p> <p>また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、<u>保護保存していきます。</u> ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図ります。 ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年2回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映させていきます。 ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、<u>調査や原稿執筆を進めるとともに、市制施行70周年を記念して、市史資料編を1冊刊行します。</u>また、調査の成果として調査報告書を発行します。 ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別での活動内容を紹介します。また、年1回市史編さん事業講演会を実施し、啓蒙を図ります。 <p>（4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進</p> <p>学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを</p>

改正後（令和 <u>5</u> 年度）	改正前（令和 <u>4</u> 年度）
<p>通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。</p> <p>【令和5年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が連携し、授業や学校行事への協力、地域行事への児童生徒の積極的な参加を通して、地域ぐるみで児童生徒を育てるよう努めます。 ・<u>放課後</u>子ども教室、地域未来塾を開催し、地域ボランティアの積極的な活用を通して地域の教育力の向上を図ります。 	<p>通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。</p> <p>【令和4年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が連携し、授業や学校行事への協力、地域行事への児童生徒の積極的な参加を通して、地域ぐるみで児童生徒を育てるよう努めます。 ・<u>夏休み</u>子ども教室、地域未来塾を開催し、地域ボランティアの積極的な活用を通して地域の教育力の向上を図ります。

報告事項 3

令和4年度定期監査の結果について

教育委員会の定期監査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月22日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂 監 第 171 号
令和 5 年 2 月 20 日

茂原市教育長 内田 達也 様

茂原市監査委員 風戸 博木
茂原市監査委員 山田 広直



令和4年度定期監査の結果について (その3)
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。
なお、この監査の結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査を同法第4条に基づく定期監査として実施した。また、同条第2項に基づく行政監査も併せて実施した。

2 監査の対象

教育委員会

教育総務課・学校教育課・学校給食センター・生涯学習課・社会教育センター・青少年指導センター・公民館・美術館・郷土資料館・東部台文化会館・体育課・市民体育館

本納支所

3 監査の着眼点

各所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に適合し、適正かつ正確に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き監査を実施した。

4 監査の実施内容

各部署から提出された定期監査資料について、補助職員による予備監査を実施し、監査当日は、監査対象部署の長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うことにより実施した。

5 監査の場所

茂原市役所

茂原市立美術館・郷土資料館

6 監査の期間

令和4年12月9日から令和5年2月20日まで

7 監査の結果

監査の結果、法令等に適合し、概ね適正に執行されていたが、一部検討が必要と認められる事項が見受けられたので、次ページ以降に掲載する。

なお、複数の部署に共通する事項については【共通事項】に掲げ、各部署への個別事項については【部署別事項】に掲げた。

【 共 通 事 項 】

○全課共通

・本市における今後の財政運営は、様々な要因により一層厳しくなることが予想される。少子化や高齢化に対応するための経費、さらには懸案の災害対策に係る経費等、様々な行政需要による財政負担の増加に加え、市民生活に密接に関連するごみの新最終処分場の建設や長生病院B棟の改築等、長生郡市広域市町村圏組合の大規模事業の実施に伴い負担金も大幅に増加することが見込まれている。このような状況を十分認識し、危機感を持って事業の実施にあたり、経費の節減に努め、事業の見直しについても積極的に検討されたい。

・新型コロナウイルス感染症は、市民生活に大きな影響を与え、生活スタイルの変更をも余儀なくされた。行政運営においても業務量の増加やコロナ対応のための業務手法の変更等大きな影響をもたらしている。ウイズコロナ・ポストコロナを見据え、よりよき未来を市民とともに再構築していくため、職員各々が「業務が何のためであるか」を常に念頭におきながら、事務事業の着実な推進に努められたい。

○生涯学習施設共通（公民館、美術館・郷土資料館、東部台文化会館、市民体育館）

・生涯学習施設については、より多くの人に利用してもらえるよう、時代や生活スタイルの変化を的確に捉え、利用状況や市民ニーズを把握しながら更なる利便性の向上に努められたい。また、従来の利用形態や規則等にとらわれることなく、場合によっては見直しも視野に柔軟な対応を図りながら利用率の向上についても鋭意取り組まれたい。

・ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた中で、新しい生活スタイルに応じた事業実施が必要であることから、新しい生活スタイルとは何かを明確にしたうえで各施設間の連携を図りながら様々な対応方法を検討し、より進んだ生涯にわたる学習機会の提供に取り組まれたい。

・生涯学習施設の予約方法の改善にあたっては、各施設における課題を改めて整理するとともに、利用者目線に立ち、目標や実施時期を明確にしながら早期対応に努められたい。

○学校教育課、生涯学習課、美術館・郷土資料館共通

・ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」については、関係部署と連携を図りながら統一した目的や考え方を体系的に整理されたい。また、子どもたちの意見等も取り入れながら効果的なカリキュラムを検討し、子どもたちの郷土を愛する心の育成に努められたい。

【 部 署 別 事 項 】

< 教 育 委 員 会 >

○教育総務課

・奨学資金貸付制度については、利用状況を勘案したうえで企画政策課等関係部署と協議しながら、いつまでに何をすべきか目標を設定し早期に今後の在り方を検討されたい。また、検討にあたっては、現在貸付を受けている方にも配慮されたい。

・南中学校と早野中学校の統合にあたっては、引き続き関係部署との十分な協議や保護者等への丁寧な説明を行いながら、これまでの小中学校統合の経験を活かした対応を図るとともに、スケジュールを明確にしたうえで遺漏のないよう準備を進められたい。

・教育環境の整備にあたっては、教育費寄附金を有効活用するとともに、緊急性や重要性を勘案しながら、子どもたちの安全で快適な学校生活を第一に考え、最善の対応を図られたい。

○学校教育課

・民間事業者への水泳指導業務委託については、先行実施した学校における事業効果と課題を整理し、十分な効果検証を行われたい。また、他校への事業展開にあたっては、水泳技術の向上、老朽化した施設の維持管理、受託業者の受入可能人数等、様々な角度から学校ごとに影響を勘案し、今後の方針を検討されたい。

・学校給食費の公会計化にあたっては、教員の業務負担の軽減、徴収業務の効率化など必要性を具体的に示しながら予算確保に努め、推進を図られたい。

・通学路については、安全点検結果の重要性を改めて認識したうえで関係部署と連携しながら危険解消に努めるとともに、定期的に危険箇所の改善状況を再点検されたい。また、地域の方の声にも耳を傾け危険箇所を正確に把握しながら、子どもたちの安全確保に繋げられたい。

・国内外派遣研修については、新型コロナウイルスの影響を考慮しながら様々な実施方法や研修内容を検討し、事業目的の達成に努められたい。

○生涯学習課

・生涯学習事業の実施にあたっては、各事業の目的を改めて認識したうえで具体的な成果指標を設定されたい。また、中・長期的な視点で効果検証を行い、適宜事業の見直しについても検討されたい。

・子ども会については、少子化の進行等により会員数が減少していることから、存在意義を再確認し、目的の達成に向けた活動が引き続き行われるよう、地域の特性や時代の変化に応じた支援策を検討されたい。

・二十歳の方を対象とした式典の実施にあたっては、民法改正による成人年齢引き下げに応じた名称への変更を検討されたい。

○青少年指導センター

・長引くコロナ禍において、子どもたちの考え方や行動に様々な影響が出ていることが懸念されることから、庁内関係部署や小中学校等関係機関とより一層の連携を図りながら、子どもたちに寄り添った適切な支援に努められたい。

・青少年指導センターが子どもたちにとって相談しやすい窓口になるよう、女性相談員の配置や子どもたちが使いやすいコミュニケーションツールの導入など関係部署と連携しながら体制整備に努め、相談窓口の更なる機能強化に取り組まれたい。

・より多くの子どもたちが青少年指導センターを身近に感じられるよう、関係部署と連携し積極的な周知に取り組むとともに、親しみやすい愛称についても検討されたい。

○公民館

・公民館の役割は時代の変遷に伴い変化してきていることから、先進地の事例も参考にしながら関係部署と協議し、公民館の今後の在り方について改めて検討されたい。

・中央公民館及び鶴枝公民館については、施設の補修を要する箇所が多数見受けられることから、関係部署と連携を図りながら利用者が安全で快適に利用できるよう適切な維持管理に努められたい。

・施設の各種管理委託については、同様の業務を公民館ごとに委託契約しているものもあることから、事務の効率化と経費節減の観点から管財課等関係部署と協議しながら一括契約等について検討されたい。

○美術館・郷土資料館

・来館者増加に向けては、ニーズに応じた展示や講座の開設、展示内容のわかりやすい解説の表示など更なる工夫をするとともに、茂原公園の四季折々の魅力と結び付けたPRや収蔵庫等のバックヤードツアーの実施など来館者の視点に立った新しい手法についても検討されたい。

・市立美術館については、県内に数少ない貴重な施設であることから、本市を訪れるきっかけとなるよう様々な工夫を凝らすとともに、繰り返し訪れてもらえるよう来館者の満足度向上に向け鋭意取り組まれたい。

・収蔵している文化財や民具については、子どもたちの郷土に対する理解を深めるため、学校への貸与等による活用を検討されたい。

○東部台文化会館

・施設の老朽化対策については、今年度策定される個別施設計画に基づき遺漏のない対応を図るとともに、劣化や不具合による急を要する補修が必要となった際は、利用者が安全で快適に利用できるよう適切な対応に努められたい。

○体育課・市民体育館

・スポーツ推進計画に謳われている「市民ひとり1スポーツ」を推進するため、スポーツ振興事業については、多くの成果指標を設定したうえで様々な角度から効果を検証し、より効果的な事業実施に努められたい。

・より多くの市民がスポーツに親しみ、健康で豊かな生活が送れるよう、活動の機会や施設等の充実など更なる環境整備に努めるとともに、スポーツに対する意識を高める取組について検討されたい。

・市民体育館については、大規模改修から間もなく2年が経過することから、利用者目線で見えた施設の不具合や使用したうえで感じた不便な点等について利用者の意見も聴きながら適宜対応を図り、適切な管理に努められたい。

< 本納支所 >

・本納支所は、本庁各課の様々な業務を取り扱っていることから、担当部署と密に連絡を取りながら積極的な情報収集に努めるとともに、更なる連携により幅広い住民要望に迅速に対応されたい。また、地域の方に親しまれ利用しやすい施設となるよう、きめ細やかな対応を図りながら更なる住民サービスの向上に繋げられたい。

・今後も本納地区の行政機関として、積極的に地域の情報収集や状況把握に努められたい。

報告事項 4

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく教育長職務代理者を次のとおり指名したことを報告する。

令和 5 年 3 月 22 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

現在

氏 名	任 期
高仲 輝夫	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

新

氏 名	任 期
竹田 幸則	令和 5 年 4 月 1 日から

報告事項 5

行事の共催、後援及び協賛について

令和5年2月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」（平成12年教育委員会訓令第3号）より

「共催」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
6	4				体育課	第10回茂原緑ヶ丘リレーマラソン	緑ヶ丘リレーマラソン 実行委員会
4	9	～	4	29	体育課	第47回茂原市中学校野球大会兼第40回全日本 少年野球軟式野球大会予選	千葉県野球協会 茂原支部

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
12	16				生涯学習課	第2回定期演奏会	茂原シニアアンサンブル ル昂

令和 5 年第 5 回茂原市教育委員会会議日程
(4 月定例会)

日時：4 月 26 日 (水) 15:00～
場所：市役所 9 階 901・902 会議室

令和 5 年第 6 回茂原市教育委員会会議日程
(5 月定例会)

日時：5 月 24 日 (水) 15:00～
場所：市役所 9 階 901・902 会議室